

第10回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月25日(木) 午後2時00分～午後2時17分
2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室
3. 出席委員(16名)
4. 欠席委員(2名)
5. 議案
議事録署名委員の指名
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地
利用集積計画の決定について
6. 農業委員会事務局職員(3名)

7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から1月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が15名出席、推進委員が1名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。令和6年の新たな年を迎えられまして、皆様にはお慶びを申し上げます。今年も昨年同様、農業委員会活動に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

さて、1月1日に能登半島地震が起き、石川県を中心に大きな被害が発生いたしました。亡くなられた方に哀悼の意を示すとともに、被災された方にお見舞いを申し上げます。農業関係でも、農地や施設など被害が出ていることを報道などで見られております。今後の復興を注視して参りたいと思います。

また、年末からインフルエンザや新型コロナウイルス感染症などが増加しつつあるようです。十分気を付けていただきたいと思います。

それでは、只今より第10回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、7件、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、1件、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1件、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について、4件、

案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は7件でございます。議案書のほうは1ページから9ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

以上でございます。

会長

只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の10ページをご覧ください。議案第1号についてご説明いたします。表の左側の番号1番になります。

申請地は、内子町●の農地、田1筆、55㎡です。

譲渡人は、東京都●の●さん、譲受人は、東温市の●さんで、贈与による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、ページ2をご覧ください。●と●には畦などなく一枚の田として利用されております。1ページにお戻りください。生産に必要な農機具はリースし、必要があれば購入予定であります。農作業経験も十分あるので、農業に必要な技術はあり、また、申請地は車で44分の所にあることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

1月20日、農業委員の●さんと一緒に申請人代理人の●事務所を訪ねて話を聞きました。

譲渡人の●さんは、東京都●にお住まいで、県外に在住され申請地の十分な管理が出来ないことから、以前からこの農地●と隣接する●について一体的に管理を●さんが行っていたため、贈与することになったそうです。

●さんは、東温市にお住まいで、今回購入される場所は車で44分の場所にあり、稲作をする計画であります。

また、●さんは、農業歴が50年であります。農機具は、トラクター・軽トラなどはリースで対応され、必要と思われる農機具があれば積極的に購入して、農業に励まれるとのこと。特に問題はないと思われま。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号の説明をいたします。議案書の11ページをご覧ください。表の左側の番号1になります。地図の方は12から14ページになります。11ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 250㎡、です。

転用の理由といたしまして、現在利用している農業用倉庫用地の敷地が手狭になったため、隣接する申請地を一体利用し物置や作業スペースとして利用したいとのこと。なお、申請地は農業用資材の物置などに利用されており、違反転用となっておりますので、始末書を添付して申請書が提出されております。

それでは、別紙調査書の3ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。造成の際は、地盤を押し固め、雨水

事務局

は浸透により排出することから、周囲への影響は無いものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

1月20日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所を訪ねて話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請人は農業用倉庫横にある申請地を物置や農作業場として利用したいとのことです。申請地は、すでに物置などに利用されており、違反転用となっておりますので始末書が提出されているようです。

また、転用による周辺農地への影響はないものと見込まれるため、特に問題は無いものと思われまます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の15ページをご覧ください。内子町長より令和6年1月5日付けで農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について承認を求められています。公告の予定年月日は令和6年1月31日です。

集積計画の概要ですが、16ページをご覧ください。利用権の新規設定及び再規設定で、田が28筆 19,729㎡、畑が1筆 1,234㎡、合計29筆、20,963㎡です。

集積計画の内訳については、17ページをご覧ください。

事務局

1番 内子町●の農地、田19筆、13,008㎡、内子町●の農地、田4筆、3,684㎡、合計23筆 16,692です。

貸付人は、内子町●の●さん、●さん、●さん、●さん、相続人代表●さん、●さん、●さん、●さん、相続人代表●さん、内子町●の●さん、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、賃借権の新規設定です。

2番 内子町●の農地、畑1筆 1,234㎡です。

貸付人は、砥部町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、賃借権の新規設定です。

3番 内子町●の農地、田1筆、748㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、賃借権の再設定です。

4番 内子町●の農地、田4筆 2,289㎡です。

貸付人は、大阪市●の●さん、内子町●の●さん、相続人代表●さん、借受人は、内子町●の●さんで、賃借権の再設定です。

以上、いずれの案件も農作業常時従事日数など基盤強化促進法第18条第3項の規定の要件を満たしていると思込されます。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、内子町農用地利用集積計画は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。